

フローチャートで確認しよう

あなたは申告が 必要？ 不要??

秦野市
令和6年度

このフローチャートは一般的な事例です。ここに載っている事例が当てはまらない場合もありますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

まずはフローチャートで、市民税・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう。なお、所得税の還付を受ける方、又は申告する義務がある方は、確定申告書を提出してください。その場合、市民税・県民税の申告は不要です。

※市民税・県民税は、世帯ではなく個人に課税されますので、個々に判定が必要になります。

START

令和6年1月1日現在、秦野市に居住していましたか。

いいえ → 秦野市に市民税・県民税の申告は不要

令和6年1月1日現在に居住していた市区町村にお問い合わせください。住民票を移していない場合でも、実際に居住している市区町村で課税になります。

はい
令和5年1月1日から令和5年12月31日までに収入がありましたか。(障害・遺族年金、雇用保険給付金、生活保護給付金などの非課税所得を除く。)

いいえ → 秦野市に居住している方の税法上の控除対象(同一生計)配偶者、扶養親族になっていますか。
※合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者の同一生計配偶者(障害者に該当する方を除く)の場合は、年末調整では税法上の扶養親族として取り扱われません。

いいえ → 市民税・県民税の申告が必要
申告書の◎「前年中収入がなかった人の記入欄」に必要事項を記入して提出してください。

はい
公的年金等収入はありましたか。

いいえ → 国民健康保険に加入していますか。

はい → 市民税・県民税の申告が必要

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

Point! ただし、児童扶養手当等を受給する場合や、所得証明書等を必要とする場合は、申告が必要になります。

はい
給与収入はありましたか。

いいえ → 給与収入はありましたか。

平塚税務署に確定申告書を提出しますか。
所得税の還付を受ける方、又は申告義務のある方は、確定申告書を平塚税務署へ提出してください。
ただし、本年2月16日(金)から3月15日(金)までの申告会場は平塚市役所庁舎1階多目的スペースです。(土日祝日を除きますが、2月25日(日)は開場)
平塚税務署
〒254-8533
平塚市浅間町9番1号 平塚市庁舎内
電話 0463-22-1400(代)

はい
令和5年中に勤務先を中途退職しましたか。

いいえ → 退職後、年末までに再就職して、前の勤務先分と合わせて年末調整をしましたか。

いいえ → 平塚税務署に確定申告書を提出しますか。

いいえ
勤務先から秦野市役所に給与支払報告書の提出がありますか。(勤務先の給与担当に確認してください。)

いいえ → 給与所得の源泉徴収票に記載された各種控除(扶養控除や社会保険料など)に変更や追加がありますか。

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

はい
給与所得の源泉徴収票に記載された各種控除(扶養控除や社会保険料など)に変更や追加がありますか。

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

はい → 市民税・県民税の申告が必要

いいえ
公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など)の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下ですか。

いいえ → 平塚税務署へ確定申告書を提出してください。(市民税・県民税の申告は不要です。)

はい
公的年金等以外の所得(給与・営業・農業・不動産・一時・その他雑所得など)がありますか。

はい → 公的年金等以外の所得が20万円を超えますか。

はい → 市民税・県民税の申告が必要

Point! 個人年金は「その他雑所得」になります。

Point! ただし、所得の合計(額)が控除の合計(額)を下回る場合、確定申告は不要とされています。

いいえ
公的年金等から所得税が源泉徴収されていますか。源泉徴収票の源泉徴収税額を御覧ください。

いいえ → A) 65歳以上の方で公的年金等収入が155万円を超えていますか。
B) 65歳未満の方で公的年金等収入が105万円を超えていますか。
※65歳以上の方:昭和34年1月1日以前に生まれた方

はい → 公的年金等の源泉徴収票に記載された人的控除(配偶者控除や扶養控除など)の変更や追加がある、又は公的年金等から天引きされている保険税(料)以外で控除するものがありますか。

はい → 市民税・県民税の申告が必要
※申告書の書き方については、中面を御確認ください。

はい
所得税の還付を受けるため、平塚税務署に確定申告書を提出しますか。

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

Point! 医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除(納付書や口座振替で納めたもの)などのことです。申告がないと市民税・県民税が高くなる場合があります。

市民税・県民税の申告は不要